



納税通知書は

世帯主に届きます

世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に一人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

国保税を納める義務は世帯主にあります。



自分のため、みんなのため 国保税を納めましょう

国保は、皆さんが医療機関にかかったときの医療費を負担することが大きな役割です。その財源は、
・ 皆さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金

・ 皆さんが納める国保税
・ 国などからの補助金

でまかなわれています。国保税は、国保を支える貴重な財源です。

国保に加入している方は、国保

税を納めなければなりません。国

保は被保険者一人ひとりがみんな

平等に医療を受けられ、平等に負

担することが大原則です。そのた

め、国保税を納めないでいると、

他の被保険者との公平を欠くだけ

でなく、国保制度そのものが成り

立たなくなってしまう。

そのようなことにならないよう、

国保税は必ず納期までに納めてい

たいただきますようお願いします。

問い合わせ

・ 国民健康保険については

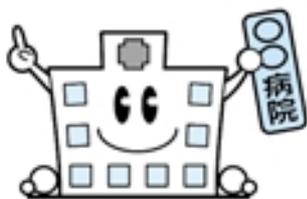
役場町民課保険医療係へ

☎ 985-4107

・ 国民健康保険税については

役場税務課町民税係へ

☎ 985-4110



75歳以上の方へ

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります！

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、従来の老人保健制度に変わり、新しい制度が創設されることとなりました。

新制度の主なポイント

- ① 制度の運営は「愛媛県後期高齢者医療広域連合」が行います。
- ② 75歳以上の方（一定程度の障害がある方は65歳以上）が対象となり、従来加入していた国民健康保険や社会保険などからは除外されます。
- ③ 保険料は広域連合が定め、原則として年金から徴収します。
- ④ 医療費負担については、一般は1割、現役並み所得者は3割です。

※ 現在、制度施行に向けた準備作業を進めておりますので、具体的な内容が決まり次第、順次お知らせします。



問い合わせ

愛媛県後期高齢者医療広域連合

松山市北条辻6番地（松山市役所北条支所2F）

☎ 911-7733

ホームページ <http://www.ehime-kouiki.jp/>